

気付かぬうちにしていますませんか？
デートDVは人権侵害です

明けましておめでとうござい
ます。また今年成人式を迎えら
れた方、おめでとうございます。
さて、今回は新成人の方や、ま
だ結婚していない若い方たちに
「デートDV」についてぜひ知
ってもらいたいと思います。

デートDVとは、恋人など交
際の相手からの暴力のことを
いいます。暴力といっても、種
類はさまざまであり、単に殴
る・蹴るといった「身体的暴
力」だけに限りません。傷つく
言葉を言う、無視を繰り返すな
どの「精神的暴力」、メールの
チェックや、交友関係を制限す
る「行動制限」、無理やり性的
行為をする、避妊に協力しない
などの「性的暴力」、さらには
二人のデート費用をいつも払わ
せるなど「経済的暴力」などさ
まざまです。

内閣府発表の「男女間におけ
る暴力に関する調査報告書（平
成27年3月）」によると、女性
の約2割、男性の約1割が、交
際の恋人からデートDVを受

けたことがあるという結果が示
されています。

この結果も踏まえ、現在恋人
がいる方は、自分が気づかない
内にデートDVを行っているの
か、一度見直してみてもらいた
いと思います。デートDVは犯
罪にもなり得る重大な人権侵害
であるという意識を持って、相
手と尊重し合えるいい関係を築
きましょう。また、もしあなた
が被害で悩んでいるのなら、信
頼できる友人や、家族、相談窓
口などに相談しましょう。

県内の各相談窓口

- ▷市家庭児童相談室(☎541111・内線166)
- ▷男女共同参画プラザ(☎058-278-0858)
- ▷岐阜県女性相談センター(☎058-274-7377)
- ▷岐阜県警察ストーカー相談室
(☎0120-794-310)
- ▷岐阜県警察安全相談室(☎058-272-9110)
- ▷岐阜県青少年SOSセンター(☎0120-247-505)

〈他人事じゃない!? 怖~いトラブル〉

消費生活のお話

秘書広報課広報広聴係（内線186）

「IP電話にすると料金が安くなる」と言われ契約したが、
かえって毎月の料金が高くなってしまった

IP電話とは、インターネット回線を使
って通話をするサービスです。そのた
め、日常的にインターネットを使ってい
ない高齢者の方などが利用するためには、
光回線などの接続サービスの契約や工事
が追加が必要になり、結果としてかえっ
て月々の支払額が高くなることありま
す。

光回線サービスには、多くの事業者が
参入しており、一般消費者向けのサービ
スを提供しています。さまざまなサービ
スを組み合わせた複雑な契約内容のもの
が多く、事業者からの説明が十分でない
ときには、利用者が意図しない内容で契
約してしまったというトラブルも発生し
ています。このような電気通信契約には
クーリングオフの適用がないため、特に
注意が必要です。

勧誘されてもすぐに契約せず、家族と
一緒に契約内容を確認するなどし、疑問
に思うことは、契約する前に相手に十分
な説明を求めましょう。

少しでも不安に思ったらご相談くださ
い。

消費生活相談窓口

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時（予約優先）
場所 市役所1階 広報広聴係
※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

